平成２２年（再ロ）第３８号

仙台市泉区長命ケ丘２丁目21番地の１　ロイヤルメゾン泉305

再生債務者　熊谷　隆子

1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月25日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第４０号

宮城県塩竈市今宮町１番９号

再生債務者　堀越　政博

1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月25日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第９５号

大阪府東大阪市瓜生堂２丁目９番７号

再生債務者　鳥越　清己

1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１９号

北九州市小倉南区高野５丁目11番20号

再生債務者　畑中　誠

1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成23年１月７日から平成23年１月14日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２４号

仙台市青葉区みやぎ台３丁目27番７号

再生債務者　鈴木　都

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月21日まで

平成22年11月30日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第５号

石川県白山市長屋町イ16番地15

再生債務者　石井　亮司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月27日まで

平成22年11月29日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第７７号

大阪府豊中市服部豊町２丁目23番５―501号

再生債務者　辻　理

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月28日まで

平成22年11月30日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号

千葉県茂原市道表13番地２

再生債務者　鈴木　洋光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月１日

千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２２年（再ロ）第３号

北海道苫小牧市明野元町１丁目４番26号

再生債務者　松橋　信洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月30日

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（再ロ）第７５号

大阪市住之江区南加賀屋４丁目16番21号

再生債務者　相馬　周一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月１日

大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月十六日

掲載頁　五十二頁（号外第八十三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十二月九日

群馬県前橋市天川大島町二丁目二六番二

（甲）株式会社トーホー・群馬

代表取締役　古賀　實

群馬県前橋市天川大島町二丁目二四番一六

（乙）有限会社柳沢商店

代表取締役　高橋　真稔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年二月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十一月五日

掲載頁　一一〇頁（号外第二三三号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十二月九日

東京都品川区平塚二丁目一八番二号

（甲）株式会社高幸産業

代表取締役　武藤　東

東京都品川区平塚二丁目一八番二号高幸ビル二階

（乙）株式会社高幸トレーディング

代表取締役　武藤　東

東京都品川区平塚二丁目一八番二号

（丙）有限会社ティエムシー

代表取締役　武藤　東

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十二年十一月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年二月二十八日までにお申し出下さい。

平成二十二年十二月九日

広島県広島市中区国泰寺町一丁目四番一五号

（甲）財団法人広島市都市整備公社

理事長　石原　道雄

広島県広島市中区小町九番一七号

（乙）財団法人広島市環境事業公社

理事長　島本　登美

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十二年十二月二日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月九日

宮崎県宮崎市橘通東一丁目七番四号

（甲）財団法人みやざん経済研究所

理事長　小池　光一

宮崎県宮崎市橘通東四丁目三番五号

（乙）財団法人宮崎銀行ふるさと振興基金

理事長　小池　光一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月九日

神奈川県横浜市港南区大久保二丁目二三番二二号　合同会社パテントイノベーション

代表社員　半谷　尚瑛